

公益社団法人神奈川県薬剤師会 会員証取扱要綱

(目的)

第1条 公益社団法人神奈川県薬剤師会（以下「本会」という）は、定款並びに諸規定により入会した会員に対し、会員であることを証明するために会員証（以下「本証」という）を電子的に発行し、会の催事等において、有効に活用するものとする。

(本証の発行)

第2条 本会は、会員登録完了後、会員番号、氏名を記載し、会員に電子的に交付する。

(本証の提示)

第3条 本会は、次の場合、本証の提示を求めることがある。

1. 本会主催の事業・講習会等に参加するとき
2. 本会に来所し、物品購入等をするとき

第4条 本証の提示を求めたにもかかわらず提示がなかったとき、または他の手段により会員の確認ができないときは非会員とみなすことがある。

第5条 本証に本会記載以外の情報が付加されたときは、利用できないことがある。

(本証の貸与・譲渡)

第6条 本証は、他人に貸与又は譲渡することはできない。

(本証の有効期限)

第7条 有効期限は設けず、退会した時点をもって無効とする。

(紙本証の取り扱い)

第8条 令和7年9月30日時点で本会に在籍している会員が所有する紙の会員証（以下「紙本証」という。）で、その有効期限が2025年3月31日と記載されているもの、または有効期限の記載がないものについては、紙本証の記載事項に変更がない限り、当該会員が引き続き本会に在籍している間は有効とする。

第9条 紙本証の記載事項に変更があった場合または紙本証を破損もしくは紛失した場合、紙本証は再発行しない。

(要綱の改廃)

第10条 この要綱の改廃は理事会の決議により行う。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日より施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。